

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：横浜市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.1%
全職員	88.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長	97.4%
課長	96.7%
課長補佐	98.6%
係長	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.7%
31～35年	95.6%
26～30年	94.0%
21～25年	89.3%
16～20年	88.0%
11～15年	84.8%
6～10年	88.8%
1～5年	94.1%

【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

- 扶養手当について、受給者に占める男性の割合は約82%となっている。
- 管理職手当について、受給者に占める男性の割合は約75%となっている。
- 部分休業や育児短時間勤務を取得する職員は、女性が約9割となっている。

また、「任期の定めのない常勤職員」以外の職員（日額職を除き、月額職のみを対象）について、任期が1年に満たないものや正規の勤務時間（週38時間45分）に満たないものは、その任期や勤務時間に応じて職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。